

返還保証書（様式13）の記入例と証明書の例

どんな場合に添付が必要？

人的保証選択者が、4親等以内の親族でない人物を連帯保証人及び保証人を選ぶ場合、65歳以上の人物を保証人を選ぶ場合に添付が必要です。

当該人物(保証人もしくは連帯保証人)がすべて記入してください。記入を誤った場合は、二重線で削除し、実印にて訂正印を押印のうえ、直近の余白に正しい情報を記入してください。

①返還誓約書に印字された日付(奨学金申込日)を記入

②当該人物(保証人もしくは連帯保証人)が自署、押印し、「生年月日」と「奨学生本人との関係」が返還誓約書と一致するよう記入

③奨学生本人の氏名、奨学生番号、生年月日が返還誓約書と一致するよう記入

※様式・文言は変更となる場合があります

返還保証書（様式13）記入例

【様式13】連帯保証人・保証人に4親等以内の親族でない人を選んだ場合や保証人に65歳以上の人を選んだ場合に提出する必要があります。(当該人物が1～⑧の注を確認のうえ、すべての項目を記入)

貸与

返 還 保 証 書

令和×年 4 月 1 日
※返還保証書の提出日(貸与決定書・返還誓約書提出後の日数) 更の場合は記入日。)

私は、1. の「奨学生本人」が借用する、2. の「奨学生番号」の独立行政法人日本学生支援機構奨学資金について、借用(返還)金額・返還回数・罰賦金等(貸与中はすべて予定)を確認のうえ、4. の現在の資産等の状況に記載する責力をもって、返還予定の期間を通じて生活を維持し、「奨学生本人」が行う学資金の返還(保証人は奨学生本人が返還すべき返還未済額の2分の1)を確実に保証します。

氏名 **奨学 五郎** (②当該人物の署名(自署)押印、印は実印) 奨学 五郎

生年月日 **昭和×年 4 月 25 日** 生 奨学生本人との関係 **祖父** (③当該人物の生年月日を記入) (④続柄を記入)

1. 奨学生氏名 2. 奨学生番号 3. 奨学生生年月日

奨学 太郎 **6XX - 04 - 000000** **平成×年 11 月 11 日** 生 (⑤保証人を記入する場合は、この欄に記入) (⑥奨学生本人(生年月日)を記入)

4. 現在の資産等の状況 (⑧直近の資産等の状況が以下のI～IIIのいずれかの基準を満たすことを示す証明書類を添付のうえ「金額」欄に記入)

区 分	金 額	認定基準	及び	証明書類 (すべてコピー可)
給与所得者の場合 ※年間収入金額で判定 ※1万円未満は切り捨て	320 万円	年間収入金額が320万円以上	※年金は給与として扱います。	源泉徴収票(直近のもの)・所得証明書(直近のもの)・年金振込通知書、年金額改定通知書(支払金額のわかるもの、直近のもの)等 ※給与明細は不可。
給与所得者以外の場合 ※年間所得金額で判定 ※1万円未満は切り捨て	万円	年間所得金額が220万円以上	※給与所得もあつたときは、給与所得金額を年間所得金額に含める	確定申告書(控)※「確定申告書の控え」を提出する場合は、e-Tax(電子申請)による受付結果画面、即時通知等、税務署で受付済であることが確認できるものを添付。 ※所得証明書(直近のもの)等
預貯金や不動産などの資産を有している場合 ※合計額で判定 ※1万円未満は切り捨て	万円	預貯金・不動産(評価額)等の合計額が貸与予定総額(返還残額)(保証人は貸与予定総額(返還残額)の2分の1)以上		【預貯金額の証明書】 ・預貯金残高証明書・取引残高報告書(評価額のわかるもの) ※証明書は返還誓約書に印字された日付(返還誓約書提出後の人物変更の場合は記入日)の3か月以前に発行されたもの 【不動産の証明書】 ・固定資産評価証明書(評価額のわかるもの)及び「登記事項証明書(全部事項証明書)」を提出。ただし固定資産評価証明書に所有者と持分割合(共有名義の場合)が明記されている場合は、「登記事項証明書(全部事項証明書)」の提出は不要。 ※証明書の発行日は、【預貯金額の証明書】を参照 ※登記事項証明書(全部事項証明書)は法務局で取得 ※詳細は、裏面「資産(不動産・預貯金)の証明書類に関する注意事項」を参照
III IとIIを組み合わせた場合 ※1万円未満は切り捨て	万円	Iの金額+IIの金額+16) ≧ (給与所得者の場合)320万円以上 (給与所得者以外の場合)220万円以上		金額を積算するすべての証明書類

法務局(印) ※詳細(記入例)については、ホームページをご参照ください。(裏面参照)

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学資金に関する情報は、機構の奨学資金本部、奨学金貸付機構(返還業務を含む)及び有償の学校で授業料等を返金集約のために利用されます。この利用目的の適正範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、学校、金融機関、文科省及び関係先等へ提供されますが、その他の目的には利用されません。機構保証人本人については、機構が保有する個人情報保護法に基づき必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の返還業務の防止等のために国会があった場合は、適正な範囲内において必要な情報が提供されます。

(こちらは表面) 裏面に証明書類に関する注意事項があります (2K/4)

(返還保証書裏面もご確認ください)

④資産等の状況が以下I～IIIのいずれかの基準を満たすことを示す証明書を添付

- I 年間収入・所得で判定**
- 給与所得者(※年金収入の方はこちら)
年間収入 **320万円以上**
(証明書: 源泉徴収票、年金振込通知等)
 - 給与所得者以外
年間所得 **220万円以上**
(証明書: 所得証明書等。確定申告書控を提出する場合は、e-Tax(電子申請)をした、受付番号・受付日時の印字があるものまたはe-Tax(電子申請)による受付結果画面、即時通知等、税務署で受付済であることが確認できるものを添付。)

- II 預貯金・不動産評価額等で判定**
- 合計額が貸与予定総額(返還誓約書に印字されている金額)(保証人は貸与予定総額の2分の1)以上
- (証明書: 預貯金残高証明書、取引残高報告書(評価額のわかるもの)、固定資産評価証明書(評価額のわかるもの。併せて「登記事項証明書(全部事項証明書)」が必要。ただし固定資産評価証明書に所有者と持分割合(共有名義の場合)が明記されている場合は提出不要。返還保証書の裏面参照)

- III 上記I(年間収入・所得)と、II(預貯金・不動産評価額等)の組み合わせで判定**
- I + (II ÷ 16)** で算出される金額が
(給与所得者の場合) **320万円以上**
(給与所得者以外の場合) **220万円以上**

※年金は給与として扱います
※給与所得以外の場合で給与所得もあるときの判定基準は年間所得220万円以上です
※給与明細、通帳のコピーは不可

返還保証書に添付する証明書の例

返還保証書に添付する証明書の例 (③ e-Taxの確定申告書 (控))

確定申告書 (控) : 直近のもので、税務署で受付済であることが確認できるものを提出してください。

③「確定申告書の控え」を提出する場合は、e-Tax (電子申請) をした場合、受付番号・受付日時が印字されます。印字がない場合は、e-Tax (電子申請) による受付結果画面、即時通知等、税務署で受付済であることが確認できるものを添付してください。

営業収入・不動産収入・利子収入・配当収入・雑収入 (年金は除く) ・総合譲渡収入・一時収入は 給与収入ではないため計上できません。

返還保証書 (抜粋) (I 欄)

給与所得者の場合 ※年間収入金額で判定	46 万円	年間収入金額
給与所得者以外の場合 (給与所得以外+給与所得の方も含む) ※年間所得金額で判定	317 万円	年間所得金額

給与所得者の「給与」は収入、年金は給与収入扱いとなります。(給与収入17.8万+公的年金28.2万)

所得金額欄の合計額となります。

給与所得では基準 (年間収入金額320万円以上) を満たさないが、給与所得以外の場合の基準 (年間所得金額220万円以上) を満たすため選任できます。

※証明書例の数値等は仮定のもので

受付日時: 20XX/03/10 10:15:15 受付番号: 20XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

令和 〇× 年 〇× 月 〇× 日 令和 〇× 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書 FA2204

納税地: 〇〇市△△町×-× フリガナ シヨウカ クコロウ 氏名 奨学 五郎

第一表 (令和 〇× 年) 奨学 五郎 本人

給与	8275955
公的年金等	178500
その他の所得	282850
所得金額	3177614

給与・公的年金以外、「給与収入」ではありません

給与所得者の場合の年間収入金額
赤枠の中: 給与・公的年金のみ

給与所得者以外の場合の年間所得金額

返還保証書に添付する証明書の例

返還保証書に添付する証明書の例 (④固定資産評価証明書⑤登記事項証明書)

④ 固定資産評価証明書：誓約日の3か月前以降に発行されたもの

所在地		登記地目	現況地目	用途	種別	面積	価格	課税
〇〇市△△町X丁目XX番X	〇〇市△△町X	宅地	宅地	住宅	普通	200.00	¥30,000,000	固定資産税 ¥5 都市計画税 ¥12
〇〇市△△町X	〇〇市△△町X	〇〇市△△町X	〇〇市△△町X	〇〇市△△町X	〇〇市△△町X	240.00	¥4,000,000	

所有者欄に(外●名)や(共有者■)、共有持分等の記載がない場合は単独の所有になります。

⑤ 登記事項証明書：誓約日の3か月前以降に発行されたもの

表題部	調製	平成	年	月	日	不動産番号
〇〇市△△町X丁目XX番X		〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	XXXXXXXXXXXX

原因 平成▲▲年〇月〇日
共有者
〇〇市△△町X丁目XX番X
持分5分の3
奨学 五郎

〇〇市△△町X丁目XX番X
持分5分の2
奨学 XX

資産が共有名義の場合は？
(例：「外1名」など他の所有者の存在が記載されている)
持分割合等により該当者名義の資産額が確認できるものでなければなりません。
その場合、固定資産評価証明書と、**登記事項証明書(全部事項証明書)**※と組み合わせると持分割合を計算し求めることができます。
※登記事項証明書(全部事項証明書)は法務局で取得する書類です

※証明書例の数値等は仮定のもです

土地:固定資産評価証明書 ¥30,000,000 × (3/5) = **¥18,000,000 (該当者持分)**
 家屋:固定資産評価証明書 **¥ 4,000,000 (該当者単独所有)**

返還保証書(抜粋) (II欄)	
預貯金や不動産などの資産を有している場合 ※合計額で判定	2,200万円 ※1万円未満は切り捨て

預貯金・不動産(評価額)等の合計額が貸与予定総額(返還残額)(保証人は貸与予定総額(返還残額)の2分の1以上)
 ・預貯金残高証明書 ・固定資産評価証明書(評価額わかるもの)
 ・取引残高報告書(評価額わかるもの)等
 ※返還誓約書に印字された日付の3か月前以降に発行されたもの。
 返還誓約書以外に添付する場合は、記入日の3か月前以降に発行されたもの
 ※資産が共有名義の場合は、持分割合等により該当者名義の資産額が確認できるもの(登記事項証明書<法務局で取得>など)